

事 務 連 絡  
令和 2 年 8 月 21 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産エゴマのパクロブトラゾール)

標記については、令和 2 年 7 月 31 日付け薬生食輸発 0731 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、韓国産エゴマ及びその加工品について、パクロブトラゾールに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

令和 2 年 8 月 18 日現在のパクロブトラゾールに係る検査命令受託可能検査機関  
一般財団法人 食品環境検査協会